

「知」の集積と活用の方 評価委員会開催要領

3 農会第 6 1 9 号

令和 4 年 2 月 9 日

農林水産技術会議事務局長

第 1 趣旨

「知」の集積と活用の方では、「産学官連携協議会」、「研究開発プラットフォーム」、「研究コンソーシアム」の 3 層それぞれが戦略的に連携し、個々の研究成果を共有しあうことにより、商品化・事業化に向けてスピード感をもった研究開発を推進する必要がある。

このため、産学官連携協議会及び研究開発プラットフォームの活動状況等についての評価を行い、その結果を翌年度以降の活動に活かすことを目的に「知」の集積と活用の方 評価委員会を開催する。

第 2 委員会の構成

評価委員会の委員は、毎年度農林水産省が選任し、座長は委員の互選によって定める。

第 3 評価方法

産学官連携協議会事務局が活動報告書及びレビューシートを作成し、本資料をもとに評価委員が評価を実施し、評価委員会としての所見を取りまとめる。

第 4 運営

- (1) 評価委員会は、原則 2 月又は 3 月に開催する。ただし、必要に応じて臨時に評価委員会を開催することができる。
- (2) 評価委員会の議事進行は座長が行う。
- (3) 評価委員会は非公開とする。
- (4) 評価委員会の議事要旨及び配付資料については、会議の終了後、「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会のウェブサイト公開する。ただし、企業秘密又は研究開発上の秘密に触れる場合等座長が必要と判断したときは、資料を非公開とすることができる。
- (5) その他、運営に係る細則は、評価委員会が別に定める。

第5 事務担当

評価委員会の事務は、「知」の集積と活用の方 産学官連携協議会事務局が行う。

附 則

この要領は、令和4年2月9日から施行する。